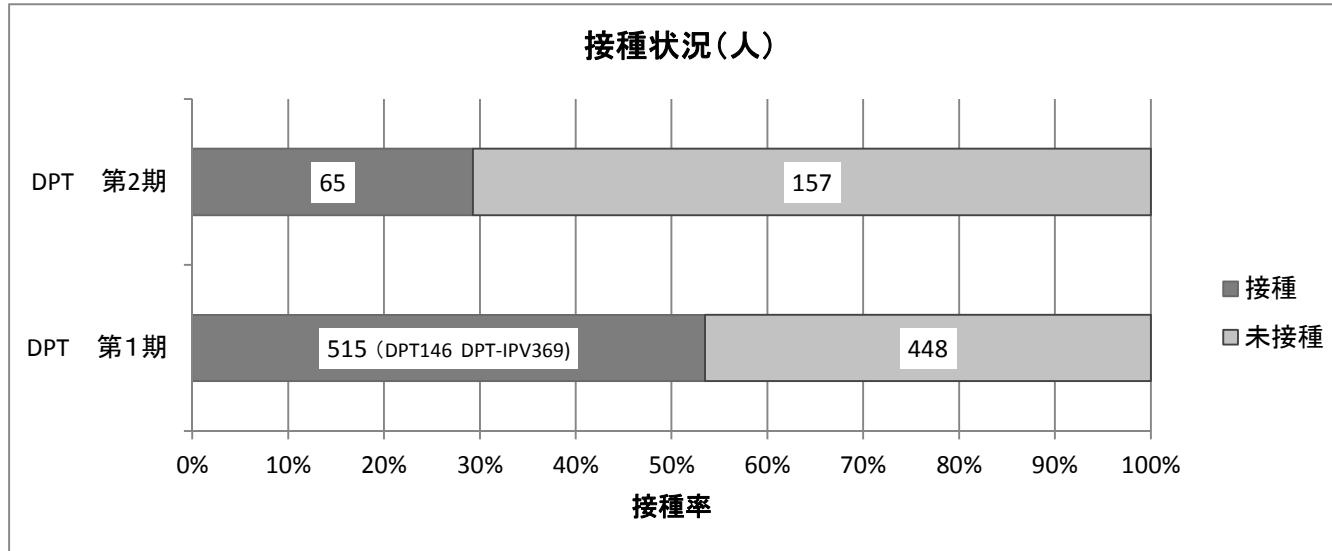


予防費 健康課

予防接種法に基づき、8種類の予防注射を実施している。

1. 定期予防接種

(1) ジフテリア・百日咳・破傷風予防接種(DPT)



第2期 294,125円(委託料)
第1期 712,772円(委託料)

(2) ポリオ予防接種

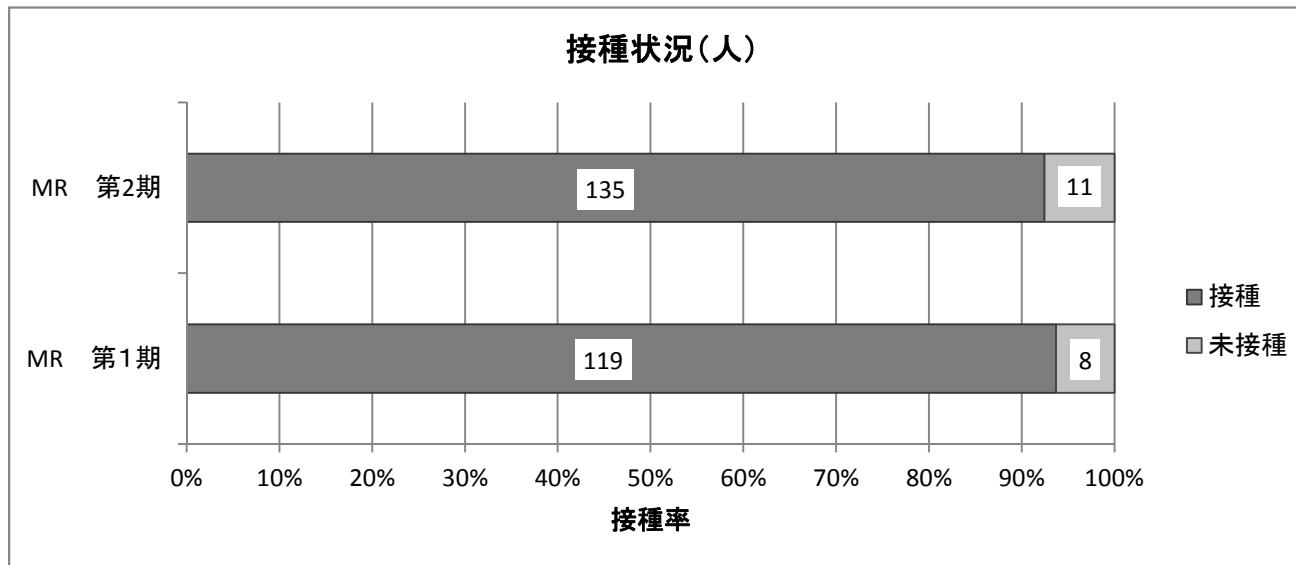
個別接種 単抗原ワクチン接種者数 174人 1,569,306円(委託料)

ジフテリア・百日咳・ポリオ及び破傷風ワクチン(DPT-IPV)接種者数 368人 3,744,032円(委託料)

平成24年9月1日から経口ポリオ生ワクチン接種による麻痺等の副反応のため、不活化ポリオワクチン接種に変更し、個別接種にて実施する。

平成24年11月1日からジフテリア・百日咳・ポリオ及び破傷風ワクチンが使用開始となる。

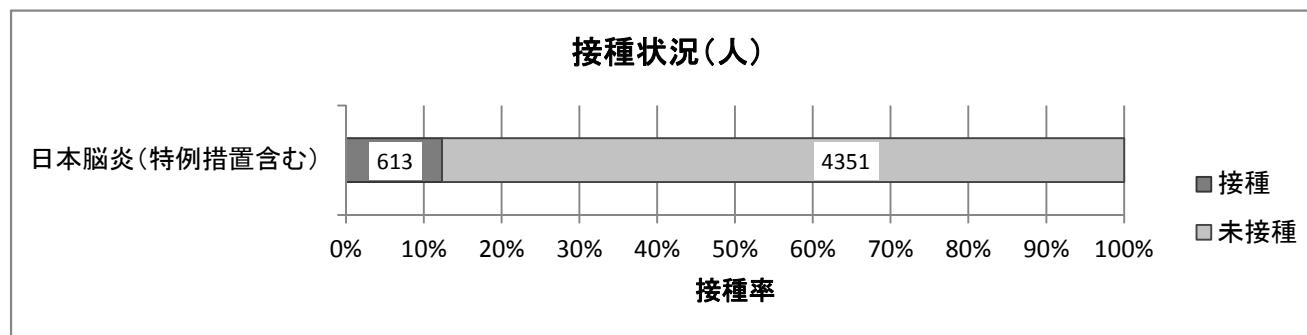
(3) 麻しん・風しん予防接種(MR)



第2期 1,414,665円(委託料)
第1期 1,268,778円(委託料)

平成20年4月1日予防接種法施行令の一部改正が施行され「麻しん及び風しん予防接種第3期・第4期」を開始する(5か年計画)。
平成25年3月31日をもって、3期・4期の接種を終了する。

(4) 日本脳炎



日本脳炎
4,264,890円(委託料)

平成17年度ワクチンによる副反応のため、日本脳炎予防接種の積極的勧奨が中止となる。
新ワクチンの供給体制が整い、平成22年度第1期対象者(3歳児)積極的勧奨を再開する。
平成25年度は、第1期通知を平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれに通知する。第2期は、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれに通知する。

(5) 小児用肺炎球菌予防接種

接種回数 521回 154人 5,437,677円(委託料) 接種率 11.7%

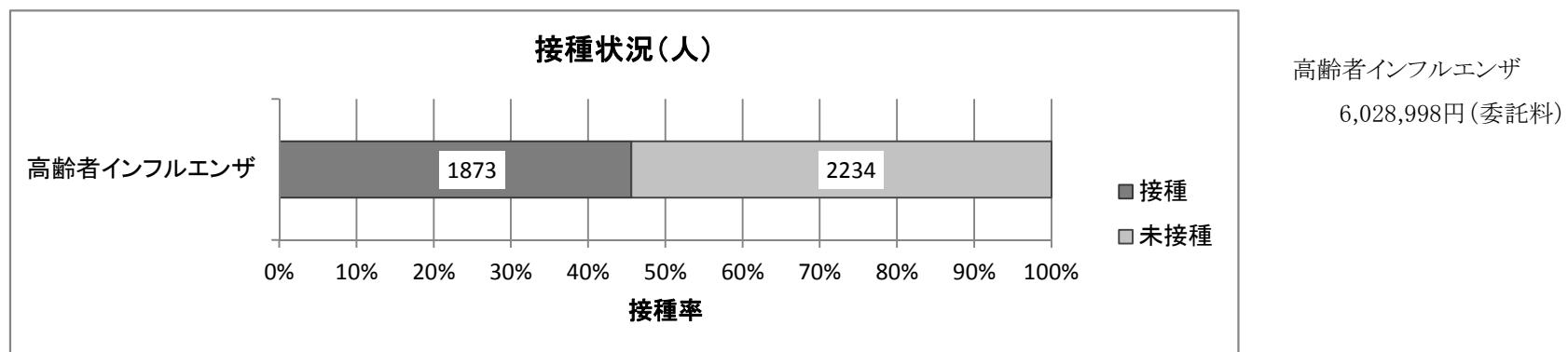
(6) ヒブ予防接種

接種回数 547回 153人 4,388,034円(委託料) 接種率 10.4%

(7) 子宮頸がん予防ワクチン接種

接種回数 41回 14人 652,884円(委託料) 接種率 1.50%

(8) 高齢者インフルエンザ予防接種



2. 任意接種

風しんワクチン任意接種費用助成

風しん流行にともない、妊娠の風しん罹患による「風しん症候群」発生防止のため、妊娠を希望する女性及び妊婦の配偶者を対象者に接種費用を実施する。

申請件数 54件(内訳:妊娠を希望する女性 40人 妊婦の配偶者 14人) 279,856円(扶助費)

1. 公害対策

(1) 騒音

町民への影響が懸念される騒音には交通騒音、工場騒音、建設作業騒音等があり、当町には名神高速道路、京都第二外環状道路、国道171号、国道478号、府道西京高槻線をはじめ、東海道新幹線、JR在来線、阪急電鉄などが縦横に走っている。このような交通騒音は広範囲に生活環境に影響を与えており、継続的な監視が必要である。

(2) 大気汚染

大気汚染の原因物質としてはばい煙、粉じん、一酸化炭素、窒素酸化物及び粒子状物質等があり、当町では特に名神高速道路の通行車両が発生源である二酸化窒素等が課題であったが、自転車排出ガス規制強化等により、年々濃度は低下傾向にある。一方、近年新たに、PM2.5の対策が課題になってきた。

(3) 水質汚濁

町内の河川は、小泉川、小畑川、桂川を除き、いずれも自己流量は少ない。又、下水道の整備が年々進み、家庭雑排水の流入が減少し、有機性汚濁は減少しているものと思われる。

2. 公害苦情件数の推移

年 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	10箇年度合計	10箇年度平均
典型 7 公 害	① 大 気 汚 染	4	2	4	1	1	1	1	2	1	3	20	2.0
	② 水 質 汚 濁	0	3	1	1	0	3	0	0	1	0	9	0.9
	③ 騒 音	1	0	1	1	2	0	0	0	1	2	8	0.8
	④ 振 動	1	0	0	1	1	0	0	0	2	2	7	0.7
	⑤ 悪 臭	1	0	1	0	1	0	2	1	4	0	10	1.0
	⑥ 土 壤 汚 染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑦ 地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
典型 7 公 害 以 外		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
計		8	5	7	4	5	4	3	3	9	7	55	5.5

3. 関係法令および府条例に基づく特定施設等届出状況

(1) 騒音関係

ア 騒音規制法に基づく特定施設設置事業所数	13
イ 騒音規制法に基づく特定施設数	482
ウ 京都府公害防止条例に基づく特定施設設置事業所数	18
エ 京都府公害防止条例に基づく特定施設数	769

(2) 振動関係

ア 騒音規制法に基づく特定施設設置事業所数	13
イ 騒音規制法に基づく特定施設数	345
ウ 京都府公害防止条例に基づく特定施設設置事業所数	18
エ 京都府公害防止条例に基づく特定施設数	372

4. 調査測定実施状況

(1) 騒音関係

ア 名神高速道路		
平成25年11月14日(木)～11月15日(金)	1地点	延べ24時間
平成25年11月18日(月)～11月19日(火)	1地点	延べ24時間
平成25年11月20日(水)～11月21日(木)	1地点	延べ24時間
イ 環境騒音		
平成25年11月5日(火)～11月11日(月)	9地点	

(2) 大気関係

ア 二酸化窒素濃度分布簡易調査

平成25年6月3日(月)～6月4日(火) 及び 平成25年6月4日(火)～5日(水) 70地点 延べ48時間

イ 名神高速道路常時測定

測 定 時 間		平成25年4月1日～平成26年3月31日					
測 定 地 点		3測定局					
測定結果	測定項目	測定局	測定時間	年平均測定値	環境基準値を超えた日数	98%値(2%除外値)	環境基準
	二酸化窒素	1号局	8,611 時間	0.014 ppm	0日	0.032 ppm	○
		2号局	8,606 時間	0.018 ppm	0日	0.033 ppm	○
		3号局	8,607 時間	0.023 ppm	0日	0.040 ppm	○
	一酸化炭素	1号局	8,649 時間	0.300 ppm	0日	0.500 ppm	○
		2号局	8,647 時間	0.300 ppm	0日	0.600 ppm	○
		3号局	8,649 時間	0.300 ppm	0日	0.600 ppm	○
	浮遊粒子物質	1号局	8,576 時間	0.023 mg/m ³	0日	0.050 mg/m ³	○
		2号局	8,701 時間	0.020 mg/m ³	0日	0.044 mg/m ³	○
		3号局	8,697 時間	0.024 mg/m ³	0日	0.053 mg/m ³	○
環境基準	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又は、それ以下であること。					
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。					
	浮遊粒子物質	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。					

5. 地球温暖化防止対策関係

(1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

平成24年度より、環境の保全、エネルギー対策等環境意識向上の啓発を念頭に、戸建て住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を行い、10月1日(月)より、先着順申請受付をし、10件の補助金支出を行った。(予算枠:50万円、補助金総額:47万円)

平成25年度は、100万円の予算の範囲内で、9月2日(月)より、先着順申請受付をし、22件の補助金支出を行った。(予算枠:100万円、補助金総額:98万円)

保健センター費

健 康 課

1. 母子保健事業

(1) 母子健康手帳

発行数
149

(2) マタニティ教室

開催回数	受講者数
12回	131人

(3) 離乳教室

開催回数	受講者数
9回	96人

(4) 発達相談

開催回数	来所児数
36回	54人

(5) 発達障害児等早期発見・早期療育支援事業

4歳児 スクリーニング事業		集団観察			巡回支援			発達相談(再掲)	
対象者	実施者	実施園	実施回数	対象者	実施園	実施回数	支援者	開催回数	来所児数
136人	124人	4か所	7回	132人	4か所	7回	132人	7回	4人

(6) 妊婦健康診査

平成21年度から1回の妊娠につき、計14回公費助成を開始する。平成22年1月1日から国の要綱改正に基づき「HTLV抗体検査」を追加する。

平成23年4月1日からクラミジア検査追加。

基本 健 診	健診回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
	件数	138	137	139	134	125	122	126	118	108

10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	計
97	115	100	80	49	1,817

母子保健対策事業 532,110円(扶助費)

母子保健対策事業 申請者数
16人

追 加 健 診	検査内容	血液検査①	血液検査②	血液検査③	血液検査④	免疫検査	B群溶血 生レンサ 球菌検査	HIV抗体 価検査	HTLV-抗体 検査	子宮頸が ん検診	クラミジア
	件数	138	132	119	112	137	111	134	111	128	136

超音波①	超音波②	超音波③	超音波④	計
145	133	120	111	1,767

妊婦健康診査委託料 11,095,810円

(7) 乳幼児健診

種別 区分	実施回数	対象者数	受診児・者数	健診結果			受診率
				指導を要しない者	要指導	要治療及び要精密検査	
3か月健診	12回	111人	109人	102人	4人	3人	98.2%
8か月健診	6回	122人	120人	102人	17人	1人	98.4%
1歳6か月健診(内科)	6回	133人	125人	89人	32人	4人	94.0%
1歳6か月健診(歯科)	6回	133人	119人	115人	う歯保有児数 4人 り患率 3.4%	う歯総本数 11本	89.5%
3歳児健診(内科)	4回	142人	130人	118人	3人	9人	91.5%
3歳児健診(歯科)	4回	142人	129人	111人	う歯保有児数 18人 り患率 14.0%	う歯総本数 56本	90.8%

(8) 転入児相談

実施回数	把握数
4回	22人

(9) あそびの広場(場所開放型)

実施回数	参加者数
29回	269人

(10) あそびの広場(教室型)

実施回数	参加者数
12回	458人

(11) すぐすぐ広場

実施回数	来所者数
12回	221人

(12) 訪問指導 のべ件数

実施保健師数	妊婦	産婦	新生児(未熟児を除く)	未熟児	乳児	幼児	その他
4人	0人	132人	1人	10人	129人	8人	0人

(13) 不妊治療給付事業

給付件数
32件 (うち人工授精実施10件)

給付総額 831,655円

(14) 未熟児養育医療費

給付実人員	給付のべ件数	給付のべ日数
3人	6件	59日

給付総額 391,488円(扶助費)

随時電話相談

617人

2. 成人病対策事業(老人保健関係含む)

平成20年度から保険者による健康診査に変更され、大山崎町国民健康保険加入者は「特定健康診査」に、後期高齢者医療保険加入者は「長寿健康診査」となる。健康増進法に基づく健康診査は、生活保護被保護者等を対象に実施する。30歳代の健康診査は「さんさん健康診査」として集団方式のみ実施する。

(1)－1 長寿健康診査・健康増進法に基づく健康診査・特定保健指導

	実 施 日 数	健康増進法に基づく健康診査 受診者数	さんさん健康診査 (30歳代)	長寿健康診査 (人間ドック含む)	支出額
個別方式	7月～10月 委託医療機関	生活保護等 9人 その他 9人		対象者 1,830人	
集団方式	7月 3日間	生活保護等 2人 その他 0人	52人	受診者 1,022人 (55.8%)	10,475,302円
集団方式 結果説明会	9月 2日間	来所者数 28人	医師相談・栄養指導・保健指導を実施		

(1)－2 特定保健指導

積極的支援	判定者 34人	実施者 10人 (実施率 29.4%)
動機付け支援	判定者 104人	実施者 33人 (実施率 31.7%)

(2) 胃がん検診(40歳以上)

検診日数	受診者数	受 診 率 *1	要精密検査者	胃がん	
4日(8台)	341人	7.7%	48人	0人	1,388,520円(委託料)

(3) 子宮がん検診(20歳以上)

平成17年度から2年に1回の受診となり、30歳以上から20歳以上に変更し誕生月検診の個別通知は廃止。平成25年度は西暦の偶数年生まれが対象。

受診者数には平成21年度から実施の「女性特有のがん検診推進事業」分を含む。平成23年度から「がん検診推進事業」に名称変更。

受診者数	要精密検査者	受 診 率 *2	精密検査結果 (平成24年度)		
		24・25年度	要精密検査者	子宮がん	
頸がん	445人	8人	25.2%	13人	1人
体がん	54人	0人	-	1人	0人

3,338,153円(委託料)

(再掲)がん検診推進事業 対象者 495人 受診者数 104人 受診率 21.0%

(4) 肺がん検診(40歳以上)

受診者数	受診率 *1	要精密検査者数	肺がん(疑い含む)	
486人	11.0%	21人	4人	744,324円(委託料)

(5) 結核検診(65歳以上 肺がん検診と同時実施)

受診者	受診率	結核発見者数
370人	12.0%	0人

(6) 肝炎ウイルス検診

平成14年度から5ヵ年計画として開始する。国の実施延長に基づき平成20年度から対象を40歳のみに変更、個別方式のみとする。

個別方式	検査の種類	対象者数	受診人員	要精密検査	精密検査結果	
					C型肝炎	B型肝炎
個別方式	C肝及びB肝実施	256人	35人	0人	0人	0人
	C肝のみ		0人	—	—	—
	B肝のみ		0人	—	—	—

112,070円(委託料)

(7) 乳がん検診(40歳以上)

平成17年度から2年に1回の受診となり、対象者を30歳以上から40歳以上に変更し、マンモグラフィー検診を導入する。平成25年度は西暦の偶数年生まれが対象。

受診者数には平成21年度から実施の「女性特有のがん検診推進事業」分を含む。平成23年度から「がん検診推進事業」に名称変更。

受診者数	異常なし	要精密検診者数	受診率 *3	精密検査結果		2,134,000円(委託料)
			24・25年度	要精密検査者	乳がん	
327人	286人	41人	22.6%	41人	2人	

(再掲)がん検診推進事業 対象者数 494人 受診者数 117人 受診率 23.7%

(8) 大腸がん検診(40歳以上)

個別方式は、特定健康診査等と同時期に実施する。集団方式は、他のがん検診・特定健康診査等集団健康診査と一緒に実施する。

受診者数		受 診 率 *1	要精密検査者	大腸がん	4,366,204円(委託料)
集団方式	367人	合計 1,371人	30.9%	119人	
個別方式	1,004人			5人	

(再掲)がん検診推進事業 対象者数 1,009人 受診者数 151人 受診率 15.0%

(9) 前立腺がん検診(55歳以上の男性)

日 数	受診者数	要精密検査者	がん発見者	898,638円(委託料)
集団方式	3日間	116人	10人	
個別方式	7/9～10/31	542人	43人	
計	658人	53人	8人	

*1 胃がん・肺がん・大腸がん検診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

40歳以上の総人口－(40歳以上の就業者数－40歳以上の農林水産業従事者数)=4,432(人)

*2 子宮がん健診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

20歳以上の女子総数－(20歳以上の女性就業者数－20歳以上農林水産業女性就業者)=3,466(人)

*3 乳がん健診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

40歳以上の女子総数－(40歳以上の女性就業者数－40歳以上農林水産業女性就業者)=2,787(人)

※上記対象人口算出については、いずれも平成22年国勢調査結果数値を使用

(10) 健康教育

開催回数	参加延人数
76 回	1,582人

(11) 健康相談

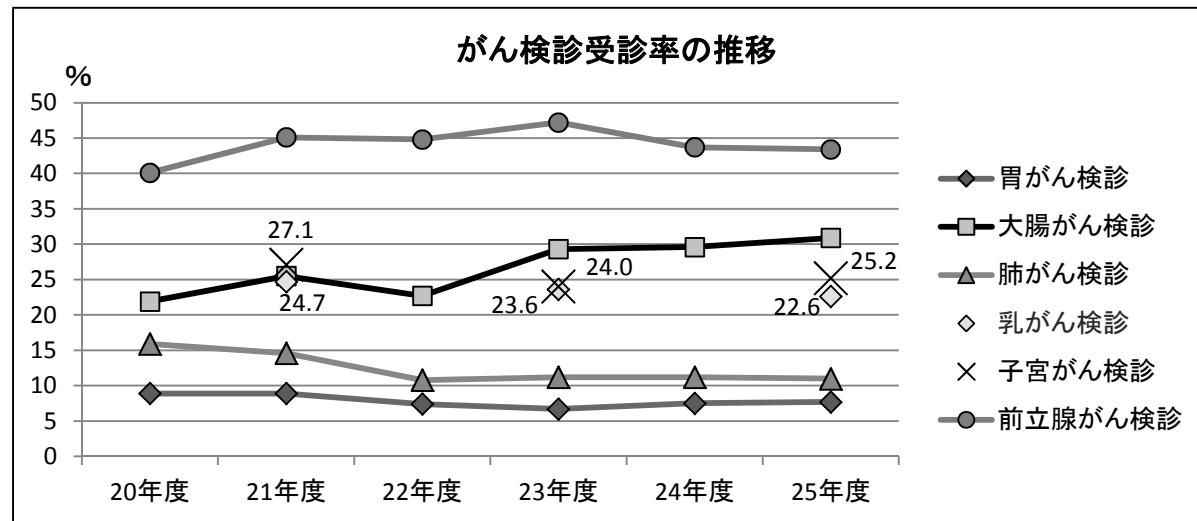
開催回数	参加延人員
37 回	263人

(12) 健康手帳

発行者数
40～74歳
75歳以上

(13) 訪問指導

要指導者	精神疾患	その他
のべ人員	107人	11人



3. 健康づくり

(1) 歯の広場

参加人員 61人 (内訳 成人 34人 子ども 27人)

(2) 「ほけんセンターだより」を毎月各世帯に配布

(3) 食生活改善推進員活動

	定例会	幹事会	普及活動	健康増進係との協力活動
回数	13回	15回	10回	11回
食改専門員	192人	—	64人	49人
参加住民数	—	—	619人	169人

ほけんセンターだより「たべもののコーナー」掲載 年11回

(4) 栄養指導

集団栄養指導	44回	のべ指導者数	647人
個別栄養指導	231回	のべ指導者数	442人

(5) 骨密度測定(20歳以上の希望者)

受診者数	年齢別受診者数					保健指導	栄養指導
	20歳代	30歳代	40~64歳	65歳以上	合計		
151人	2人	24人	42人	83人	151人	31人	31人

4. 献血事業

日赤血液センターと連携して、地域住民及び企業に献血の重要性を訴え、献血に協力をお願いした。

全国的には採血量が減少しており、今後も日赤との連携を深めながら、青年層や未献血者への呼びかけなど献血の推進に努めていく。

日数	受付者数		採血者数		採血率		1日平均採血者数	
全血献血 (200ml・ 400ml)	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml
9日	24人	496人	19人	435人	79.2%	87.7%	2.1人	48.3人

5. 精神保健

平成14年度から精神保健業務の一部が市町村に移管され、平成15年度から24年度まで健康課健康増進係が所管する。

平成24年6月20日「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を統合的に支援するための法律(通称 障害者総合支援法)」と名称変更され、平成25年4月1日から施行されたことにともない、福祉課社会福祉係に移管する。相談・訪問指導等は継続して健康課健康増進係が所管する。

○ほっこりルーム

実施回数	3回
参加延人員	7人
実人員	4人

6. 医療との連携

昭和57年度に乙訓地域の日・祝日の医療の確保のため乙訓休日応急診療所が長岡京市に開所。また58年度には済生会京都府病院が長岡京市に開院。59年度から公的病院として不採算部門への運営費補助を実施。住民ニーズに答える病院としての機能の充実のため、懇話会や保健衛生事務協議会と定期的に懇談会をもっている。平成2年度には、済生会京都府病院が国の共同利用施設整備事業モデル事業の指定を受ける。平成5年7月から済生会京都府病院が開放型病院として承認される。その他、病院群輪番制や乙訓医師会委託による外科の在宅当番医制等々、住民の医療の確保に努めている。

(1) 乙訓休日応急診療所利用状況

①総括

診 療 日 数	71日
患 者 数	4,906人
1 日 当 患 者 数	69.1人

②居住地別患者数

	患者数	構成比
大 山 崎 町	432人	8.8%
向 日 市	1,180人	24.1%
長 岡 京 市	2,269人	46.2%
京 都 市	823人	16.8%
そ の 他	202人	4.1%
計	4,906人	100.0%

③年齢別患者数

	患者数	構成比
0～5歳	2,122人	43.3%
6～15歳	1,126人	23.0%
16歳以上	1,658人	33.8%
計	4,906人	100.0%

④病類別患者数

	患者数	構成比
呼 吸 器 系	3,272人	66.7%
消 化 器 系	930人	19.0%
循 環 器 系	22人	0.4%
そ の 他	682人	13.9%
計	4,906人	100.0%

施設使用料

297,000円(委託料)

運営費負担金

885,000円

(2) 在宅外科当番医制事業の利用状況

診療日数	診療者数	年 齡 別				性 別		住 所 别		
		0~6歳	7~15歳	16~64歳	65歳以上	男	女	向日市	長岡京市	大山崎町
71日	356人	60人	42人	164人	90人	184人	172人	116人	208人	32人
		16.9%	11.8%	46.0%	25.3%	51.7%	48.3%	32.6%	58.4%	9.0%

237,350円(委託料)

(3) 済生会京都府病院

○地域別患者来院状況(平成25年4月～26年3月)

大 山 崎 町				全 地 域			
入 院	外 来	1日平均患者数		入 院	外 来	1日平均患者数	
		入 院	外 来			入 院	外 来
8,149人	16,704人	22.3人	68.5人	77,786人	140,902人	213.1人	577.5人

(365日) (245日)

平成23年度MRI更新に伴う、MRI室改修について、乙訓二市一町で「公的病院運営補助金」を交付する。

(4) 病院群輪番制

休日又は夜間に、休日急病診療所及び一般医療機関から、入院治療等を必要とする患者の受入れを行う目的で、京都市・乙訓地域を4地域に分割して地域ごとに当番医院を設置。休日・夜間の救急、急病に対応。

643,976円(負担金)

○住所地別患者状況

(単位:人)

区 分	入 院						外 来						総合計
	内 科	外 科	小 児 科	脳 外 科	そ の 他	小 計	内 科	外 科	小 児 科	脳 外 科	そ の 他	小 計	
大山崎町	3	1	1	2	1	8	11	6	33	2	6	58	66
向 日 市	18	0	5	0	4	27	39	27	109	4	19	198	225
長岡京市	11	4	16	3	9	43	77	41	161	12	45	336	379
京 都 市	465	144	119	64	107	899	1,605	832	1,791	101	275	4,604	5,503
そ の 他	63	26	8	15	25	137	201	140	138	40	63	582	719
合 計	560	175	149	84	146	1,114	1,933	1,046	2,232	159	408	5,778	6,892

1. 清掃事務

公衆衛生の向上、生活環境の保全を図るため、ごみ減量、分別収集、犬の適正飼養等の啓発推進に努めた。

2. 乙訓環境衛生組合

乙訓環境衛生組合に対し、ごみ処理及びし尿処理に係る費用の分担金を支出した。

3. 塵芥収集

平成25年度において本町では、可燃物、不燃物ごみを含め、住民一人当たり年間約200kgのごみが排出されている。(平成25年10月1日の住基人口:15,418人)

可燃物ごみは週2回収集、資源ごみは減量化と再資源化を進め、埋立地の延命、財政負担の軽減といった相乗効果を期待し、昭和54年度より分別収集を実施している。容器包装リサイクル法の施行により、乙訓二市一町では、乙訓環境衛生組合リサイクルプラザが平成10年度から稼動し、平成11年度からペットボトルの回収を実施している。また、平成12年度末に乙訓環境衛生組合プラプラザが竣工したことにより、平成13年度からは、「その他プラスチック類」の分別収集を実施している。

(1) 可燃ごみ(一般家庭)

ア 委託収集	収集車	3台
イ 年間総収集量	2,719 トン	

(2) 分別収集ごみ

ア 直営収集	収集車	3台	
イ 委託収集	収集車	1台	
ウ 年間総収集量	再資源化ごみ	336 トン	粗大ごみ 34 トン

(3) 粗大・臨時ごみ収集

一般家庭より出る粗大ごみ、または多量のごみを、申込みにより有料で収集した。(831件)

(4) 不法投棄対策

町内のごみの不法投棄箇所に、防止の立看板設置し、衛生思想の普及と指導に努め、委託したシルバー人材センターによるパトロールを実施し、ごみの回収を依頼した。

(5) 環境美化対策

環境美化推進員総会(H25.7.17 水曜日)を実施し、町内会(自治会)、住民の協力を得て清潔で美しい町づくりのために、クリーン作戦(H25.9.28 土曜日)を行った。

(6) ごみ減量対策

家庭用生ごみ減量化のために、生ごみ処理機器購入補助(2件分:合計4万円、1件当り上限2万円)を行った。

(7) 平成25年度可燃物・粗大ごみ・資源ごみ収集量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可燃ごみ	253.12	250.85	212.57	236.89	229.62	217.96	230.17	219.68	258.89	215.78	183.35	209.90	2,718.78
粗大ごみ	2.86	2.86	2.64	2.08	2.56	4.17	2.75	2.16	4.46	2.34	2.84	2.60	34.32
資源ごみ	28.747	27.210	31.539	26.360	29.866	29.130	26.020	28.150	28.700	31.645	24.286	24.700	336.353
計	284.727	280.920	246.749	265.330	262.046	251.260	258.940	249.990	292.050	249.765	210.476	237.200	3,089.453

(8) 資源ごみ分類別収集量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
カ ン	2.65	3.06	3.75	3.49	3.66	3.91	3.15	3.20	3.06	3.68	2.75	2.71	39.07
ビ ン	7.27	7.17	8.48	7.31	8.04	7.80	6.31	7.11	8.12	9.29	7.24	6.45	90.59
その他不燃物	10.94	9.94	10.02	7.97	8.72	8.71	9.43	9.49	10.07	9.46	7.27	8.46	110.48
ペットボトル	1.82	1.89	2.54	2.50	3.19	2.88	2.21	1.92	1.69	1.76	1.42	1.48	25.30
その他プラスチック	5.46	5.15	6.06	5.09	5.58	5.63	4.92	5.76	5.56	6.36	4.96	5.09	65.62
廃乾電池	0.607	0.000	0.589	0.000	0.676	0.000	0.000	0.670	0.000	0.675	0.646	0.000	3.863
廃蛍光灯	0.00	0.00	0.10	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.20	0.42	0.00	0.51	1.43
計	28.747	27.210	31.539	26.360	29.866	29.130	26.020	28.150	28.700	31.645	24.286	24.700	336.353

4. し尿処理

(1) し尿汲み取り

住民生活の衛生及び環境保全を図るため、業者委託によりし尿収集を行った。

ア 委託業者 1業者

イ 年間汲み取り件数 延べ戸数 300戸 (延べ人員 480人)

計量制延べ件数 203件

ウ 年間総汲み取り量 117,090 ℥

エ 平成25年度し尿汲み取り月別収集量

(単位:ℓ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般家庭	4,080	3,990	4,960	3,520	3,320	4,200	2,750	3,134	5,360	3,590	3,700	3,710	46,314
臨時・従量	5,580	12,690	3,780	2,250	3,240	6,120	8,010	4,176	7,200	4,140	8,190	5,400	70,776
計	9,660	16,680	8,740	5,770	6,560	10,320	10,760	7,310	12,560	7,730	11,890	9,110	117,090

(2) 淨化槽

ア 平成26年3月31日現在設置基数 25

イ 平成25年度浄化槽設置申請に伴う指導件数 0

ウ 平成25年度浄化槽汚泥収集量 (単位:ℓ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
浄化槽汚泥収集量	32,900	25,440	1,540	4,360	19,800	2,350	21,820	4,540	21,610	4,430	2,260	1,950	143,000

5. 畜犬登録及び狂犬病予防対策

(1) 狂犬病予防法に基づき、予防と蔓延を防ぐため実施した。

ア 登録及び予防注射実施期間 平成25年4月23日(火)～24日(水)(集合注射実施日)

イ 登録頭数(年間) 818頭

ウ 予防注射(年間) 491頭

(2) 不用犬の引き取り

有料で毎週火曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から10時30分(引取場所:京都府乙訓保健所)

ア 引取り頭数(年間) 4頭

イ 料金 成犬・成猫(生後91日以上)…1頭あたり2,000円、子犬・子猫(生後90日以下)…10頭まで2,000円

6. あき地除草対策

町条例に基づき、「あき地所有者」に対し、空き地の適正管理(雑草の除去)の指導を行った。(指導件数:7件)